

キャリアパスガイドブック

2023年度版

奈良県緊急医師確保修学資金
を貸与されたみなさんへ



Department of
Community-based Medicine

奈良県立医科大学

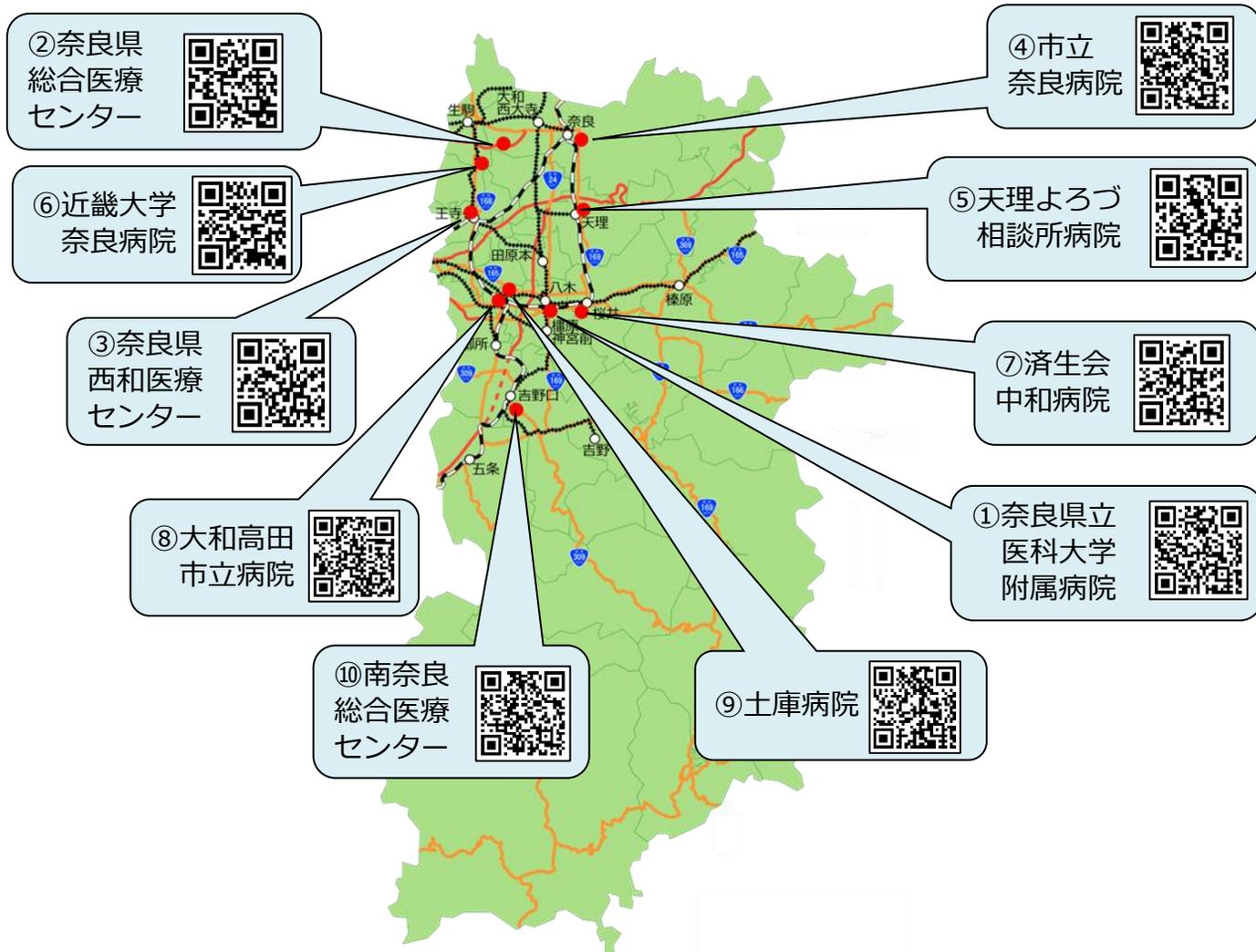
地域医療学講座



奈良県奨学生配置センター

■県内臨床研修病院

奈良県には10の臨床研修病院があり、大学卒業後は、いずれかの病院で研修を受けていただきます。各病院には魅力的な指導医の先生方、先輩方がたくさんおられ、患者さんと向き合う地域医療から高度な専門性を持つ医療まで多彩なプログラムが用意されています。



病院名	最寄り駅
① 奈良県立医科大学附属病院	JR畝傍駅、近鉄八木西口駅
② 奈良県総合医療センター	近鉄学園前駅、西の京駅、郡山駅、奈良駅、JR奈良駅よりバス 奈良県総合医療センター駅下車
③ 奈良県西和医療センター	JR・近鉄王寺駅、近鉄新王寺駅
④ 市立奈良病院	JR・近鉄奈良駅
⑤ 天理よろづ相談所病院	JR・近鉄天理駅
⑥ 近畿大学奈良病院	近鉄東山駅
⑦ 済生会中和病院	JR・近鉄桜井駅
⑧ 大和高田市立病院	近鉄高田市駅
⑨ 土庫病院	近鉄大和高田駅、JR高田駅
⑩ 南奈良総合医療センター	近鉄福神駅

■へき地医療機関で勤務する場合のキャリアパス例 ※臨床研修期間の記載は省略

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
地域医療研修	地域医療		地域医療研修		地域医療	
・南奈良総合医療センター	・へき地診療所 ・へき地公的病院 (参考:P.8)		・県立医科大学附属病院 等		・へき地診療所 ・へき地公的病院 (参考:P.8)	

●**留意事項**

診療科の別は問いません。

なお、臨床研修修了後7年間のうち、4年間はへき地医療機関において地域医療を行っていただく必要があるため、専門医の取得が遅れることがあります。

■特定診療科で勤務する場合の診療科別キャリアパス例 ※臨床研修期間の記載は省略

以下の配置病院例は、専門研修プログラムをもとに一例として記載したものです。

県費奨学金の貸与を受けた医師が専門研修プログラムに登録される場合は、専門研修プログラムの内容にも配慮した上で、その他の医師と同様に専門医資格を取得できるよう、キャリア形成を支援します。

①小児科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修			診療科での勤務			
基幹施設		連携施設	知事が指定する県内の医療機関 (参考:P.8)			
・県立医大附属病院 ・県総合医療センター		・県立医科大学附属病院 ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・国保中央病院 ・済生会奈良病院 ・済生会中和病院 ・大和高田市立病院 ・南奈良総合医療センター ・宇陀市立病院 等				

②産婦人科(産科を含む。)

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修			診療科での勤務			
基幹施設	連携施設		知事が指定する県内の医療機関 (参考:P.8)			
・県立医大附属病院 ・県総合医療センター	・県立医科大学附属病院 ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・大和高田市立病院 ・大和郡山病院 ・近畿大学奈良病院 等					

③麻酔科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修				診療科での勤務		
基幹施設		連携施設		知事が指定する県内の医療機関 (参考:P.8)		
<ul style="list-style-type: none"> ・県立医大附属病院 ・県総合医療センター 		<ul style="list-style-type: none"> ・県立医科大学附属病院 ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・済生会中和病院 ・南奈良総合医療センター 等 				

④救急科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修			診療科での勤務			
基幹施設	連携施設		知事が指定する県内の医療機関 (参考:P.8)			
<ul style="list-style-type: none"> ・県立医大附属病院 ・県総合医療センター ・市立奈良病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立医科大学附属病院 ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・済生会中和病院 ・南奈良総合医療センター 等 					

⑤外科(呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科及び小児外科に限る。)

(※消化器外科は肝臓、胆のう、膵臓を含みます。)

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修			診療科での勤務			
基幹施設	連携施設		知事が指定する県内の医療機関 (参考:P.8※)			
<ul style="list-style-type: none"> ・県立医大附属病院 ・県総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合医療センター ・西和医療センター ・国保中央病院 ・済生会奈良病院 ・済生会中和病院 ・済生会御所病院 ・大和高田市立病院 ・南奈良総合医療センター 等 					

※外科については、P.8の医療機関のうち、下記要件を満たす医療機関とする。[要綱第8条第2項第1号]

- (1)配置される医師に、キャリアパスに基づき外科の各専門領域の疾患を対象とする診療を行う医師となるための十分な症例経験を積ませること。
- (2)年間の救急搬送件数が1,200件以上であること又は当該件数の9割以上を満たしており、医師が配置されている期間に1,200件以上を満たすと知事が認める医療機関であること。

【配置先医療機関例】

・奈良県総合医療センター ・奈良県西和医療センター ・市立奈良病院 ・済生会中和病院 ・大和高田市立病院 ・南奈良総合医療センター

⑥脳神経外科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修				診療科での勤務		
基幹施設		連携施設		知事が指定する県内の医療機関 (参考:P.8※)		
<ul style="list-style-type: none"> ・県立医大附属病院 		<ul style="list-style-type: none"> ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・国立奈良医療センター ・済生会中和病院 ・南奈良総合医療センター 等 				

※脳神経外科については、P.8の医療機関のうち、下記要件を満たす医療機関とする。[要綱第8条第2項第2号]

- (1)配置される医師に、キャリアパスに基づき脳神経外科の各専門領域の疾患を対象とする診療を行う医師となるための十分な症例経験を積ませること。
- (2)年間の救急搬送件数が1,200件以上であること又は当該件数の9割以上を満たしており、医師が配置されている期間に1,200件以上を満たすと知事が認める医療機関であること。

【配置先医療機関 例】

・奈良県総合医療センター ・奈良県西和医療センター ・市立奈良病院 ・済生会中和病院 ・大和高田市立病院 ・南奈良総合医療センター

⑦総合診療科

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修				診療科での勤務		
基幹施設		連携施設		知事が指定する県内の医療機関 (参考:P.8)		
<ul style="list-style-type: none"> ・県立医大附属病院 ・市立奈良病院 ・南奈良総合医療センター 		<ul style="list-style-type: none"> ・県立医科大学附属病院 ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・国立奈良医療センター ・済生会中和病院 ・宇陀市立病院 等 				

●留意事項【要綱第11条第1項第1号】

上記①～⑦の各診療科において、臨床研修修了後7年間のうち、奈良医大での勤務は、原則として通算3年間に限り、義務年限に含まれます。

■ **特定専攻課程で勤務する場合の分野別キャリアパス例** ※臨床研修期間の記載は省略

以下の配置病院例は、専門研修プログラムをもとに一例として記載したものです。
 県費奨学金の貸与を受けた医師が専門研修プログラムに登録される場合は、専門研修プログラムの内容にも配慮した上で、その他の医師と同様に専門医資格を取得できるよう、キャリア形成を支援します。

① **総合内科分野【内科】**

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修			診療科での勤務			
基幹施設	連携施設	基幹施設				
・県立医大附属病院 ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・国立奈良医療センター ・県立医大附属病院 ・県総合医療センター ・市立奈良病院 ・西和医療センター	・県立医科大学附属病院 ・県総合医療センター ・西和医療センター ・市立奈良病院 ・国立奈良医療センター ・国保中央病院 ・済生会奈良病院 ・済生会中和病院 ・済生会御所病院 ・大和高田市立病院 ・大和郡山病院 ・南奈良総合医療センター ・宇陀市立病院 等	・県立医大附属病院 ・県総合医療センター ・市立奈良病院 ・西和医療センター	知事が指定する県内の医療機関 (地域医療体制強化指定医療機関※)			

※「地域医療体制強化指定医療機関」とは、以下の要件を満たす医療機関のことを指します。【要綱第9条第1項第1号】

- ① 二次救急医療・地域包括ケア等の地域医療に積極的に取り組んでいること。
- ② 配置される医師が、キャリアパスに基づき内科の各専門領域において適切な指導を受けられること。
- ③ 配置される医師に、将来志向する専門領域にとらわれずにキャリアパスに基づき内科全般の診療に従事させ、十分な症例経験を積ませること。
- ④ へき地医療機関以外の医療機関にあっては、年間の救急搬送件数が1,200件以上であること又は当該件数の9割以上を満たしており、医師が配置されている期間に1,200件以上を満たすと知事が認める医療機関であること。
- ⑤ 夜間休日における医師の当直体制が、原則2名以上であること。

【地域医療体制強化指定医療機関 例】

・奈良県総合医療センター ・奈良県西和医療センター ・市立奈良病院 ・南奈良総合医療センター ・宇陀市立病院 等

● **留意事項【要綱第5条第1項第1号イ、第11条第1項第1号】**

臨床研修修了後7年間のうち、2年以上、3年以下は奈良医大、3年間は地域医療体制強化指定医療機関において勤務する必要があります。

②児童精神分野【精神科】

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
専門研修			診療科での勤務			
基幹施設		基幹施設	知事が指定する県内の医療機関 (児童精神診療実施指定医療機関※)			
・県立医大附属病院		・県総合医療センター ・やまと精神医療センター ・県総合リハセン 等				

※「児童精神診療実施指定医療機関」とは、以下の要件を満たす医療機関のことを指します。【要綱第9条第1項第2号】

- ①児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療を実施していること。
- ②配置される医師が、キャリアパスに基づき精神科の各領域において適切な指導を受けられること。
- ③配置される医師に、キャリアパスに基づき児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療を行う医師となるための十分な症例経験を積ませること。

【児童精神診療実施指定医療機関 例】

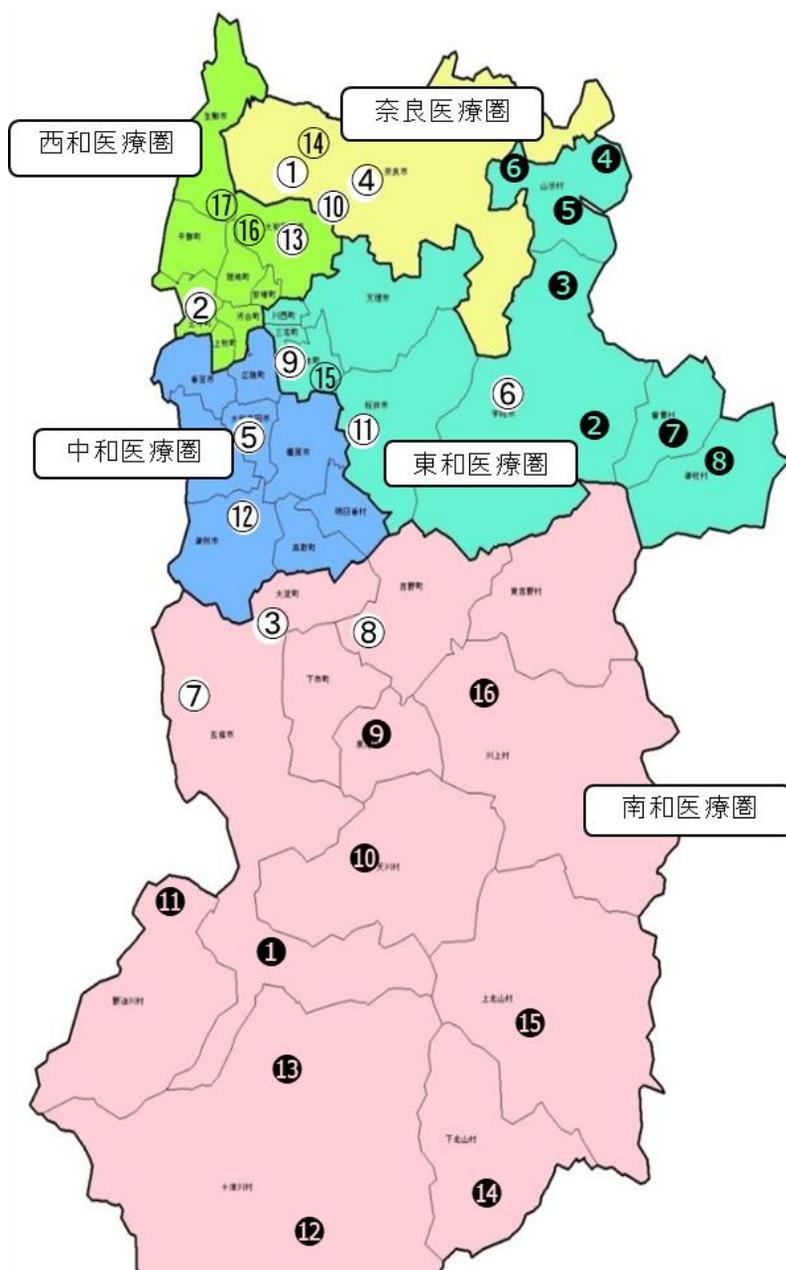
・奈良県総合医療センター ・やまと精神医療センター ・奈良県総合リハビリテーションセンター 等

●留意事項【要綱第5条第1項第2号イ、第11条第1項第1号】

臨床研修修了後7年間のうち、2年以上、3年以下は奈良医大、3年間は児童精神診療実施指定医療機関において勤務する必要があります。

■知事が定める特定診療科等を有する医療機関、へき地医療機関

知事が定める特定診療科等を有する医療機関
①奈良県総合医療センター
②奈良県西和医療センター
③南奈良総合医療センター
④市立奈良病院
⑤大和高田市立病院
⑥宇陀市立病院
⑦五條病院
⑧吉野病院
⑨国保中央病院
⑩済生会奈良病院
⑪済生会中和病院
⑫済生会御所病院
⑬JCHO大和郡山病院
⑭奈良医療センター
⑮奈良県総合リハビリテーションセンター
⑯やまと精神医療センター
⑰近畿大学奈良病院(産婦人科、NICU)
その他知事が指定する県内の医療機関



※特定診療科等は次に掲げるものをいう。

- (1)小児科
- (2)産婦人科(産科を含む。)
- (3)麻酔科
- (4)救急科
- (5)外科(呼吸器外科、心臓血管外科、
乳腺外科、消化器外科及び小児外科に限る。)
- (6)脳神経外科
- (7)総合診療を実施する科
- (8)救命救急センター

※ただし、外科又は脳神経外科においては、
P4-5に掲げる要件を満たす医療機関とする。

へき地医療機関	
③南奈良総合医療センター	⑦首爾村国民健康保険診療所
⑥宇陀市立病院	⑧御杖村国民健康保険診療所
⑦五條病院	⑨黒滝村国民健康保険診療所
⑧吉野病院	⑩天川村国民健康保険直営診療所
①五條市立大塔診療所	⑪野迫川村国民健康保険診療所
②宇陀市国民健康保険直営田口診療所	⑫十津川村国民健康保険小原診療所
③宇陀市国民健康保険直営東里診療所	⑬十津川村国民健康保険上野地診療所
④山添村国民健康保険波多野診療所	⑭下北山村国民健康保険診療所
⑤山添村国民健康保険豊原診療所	⑮上北山村国民健康保険診療所
⑥山添村国民健康保険東山診療所	⑯川上村国民健康保険診療所

奈良県立医科大学地域医療学講座

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840

TEL:0744-23-9959(直通) 内線:2441

FAX:0744-23-9932

MAIL:tiiryoun@naramed-u.ac.jp